

第6節 小結 ～内真部(9)遺跡における古代土器製塩について～

青森県内における製塩遺跡の研究は、昭和40年(1965)から開始されたが、平安時代の白砂式製塩土器、それと併用されたとされる土製支脚、土師器、須恵器などの資料は、いずれも踏査で採集したものであった。その後(1972年)に青森市大浦遺跡が青森市教育委員会によって調査され、平安時代の製塩土器以外に縄文時代晩期の製塩土器と中世以降の製塩用土釜も存在することなどが判明した。

現在のところ、県内で縄文時代と平安時代の製塩土器が出土した遺跡は60箇所ほど知られている。

青森市内の製塩土器出土遺跡は、大浦、浜野、沢田、沢山、新町野、朝日山、近野、三内、内真部(9)の9箇所である。これらの遺跡は、製塩遺構(炉・捨て場など)、製塩土器、製塩炉用器具(土製支脚・礫など)が出土した遺跡と、製塩土器が出土している集落遺跡に分けられる。前者が海水から塩を生産した産地であり、後者は塩の消費地である。本県では、平安時代の製塩土器が出土した集落の調査例は多いが、塩の生産遺跡の調査例は極めて少ない状況にある。

この度、青森市内真部(9)遺跡において発掘調査を行い、前記のような成果が得られ、2箇所の遺物集中ブロックから多量の白砂式製塩土器片と土製支脚のほか、極少量の土師器、須恵器が出土した。

今回の発掘調査で注目されることは、(1)製塩土器の底面に柱目状の圧痕が認められない類が含まれていること、(2)製塩土器の底部と胴部に穿孔された類が認められること、(3)製塩炉で使用されたと考えられる土製支脚が逆V字状の切り込みをもつ円筒形のみであることであり、以下、この3点についての所見を記してみる。

- (1) 目下報告書を作成中の青森市新町野遺跡の8号土坑から、底面に柱目状の圧痕が認められない製塩土器が出土しており、8号土坑の堆積土上面からB-Tm火山灰が検出されている。
- (2) 穿孔された製塩土器については、県外の類例を検索中であるが、複数の製塩土器を管状のもので連結したとも考えられる。
- (3) 従来、平安時代の製塩遺跡においては、棒状の土製支脚のみが多く発見されていたが、平内町大沢遺跡で棒状の支脚に混じって1点だけ円筒状の土製支脚の類似例が報告されており(青森県教育委員会1998)、今後、本遺跡からも棒状の支脚が出土する可能性は残されている。

今回の調査によって、土器製塩跡(生産地)の一部が明らかになった。84m²という狭い調査面積であったため、遺跡内における遺構・遺物の広がりについては明言できないが、調査区外周辺のボーリング調査の結果から、遺構・遺物はそれほど広範囲に広がらないと考えられる。本遺跡の時期については、遺物集中ブロックから製塩土器に伴って出土した五所川原産須恵器の年代から、およそ10世紀前半と考えられる。

(北林 八洲晴)



調査風景 (E →)



第1号遺物集中ブロック (S →)



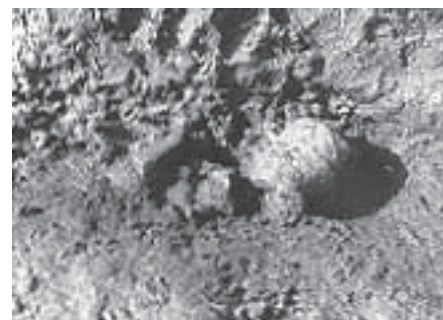
第1号遺物集中ブロックセクション (E →)



第1号遺物集中ブロックセクション (S →)



第1号遺物集中ブロック製塩土器出土状況 (E →)



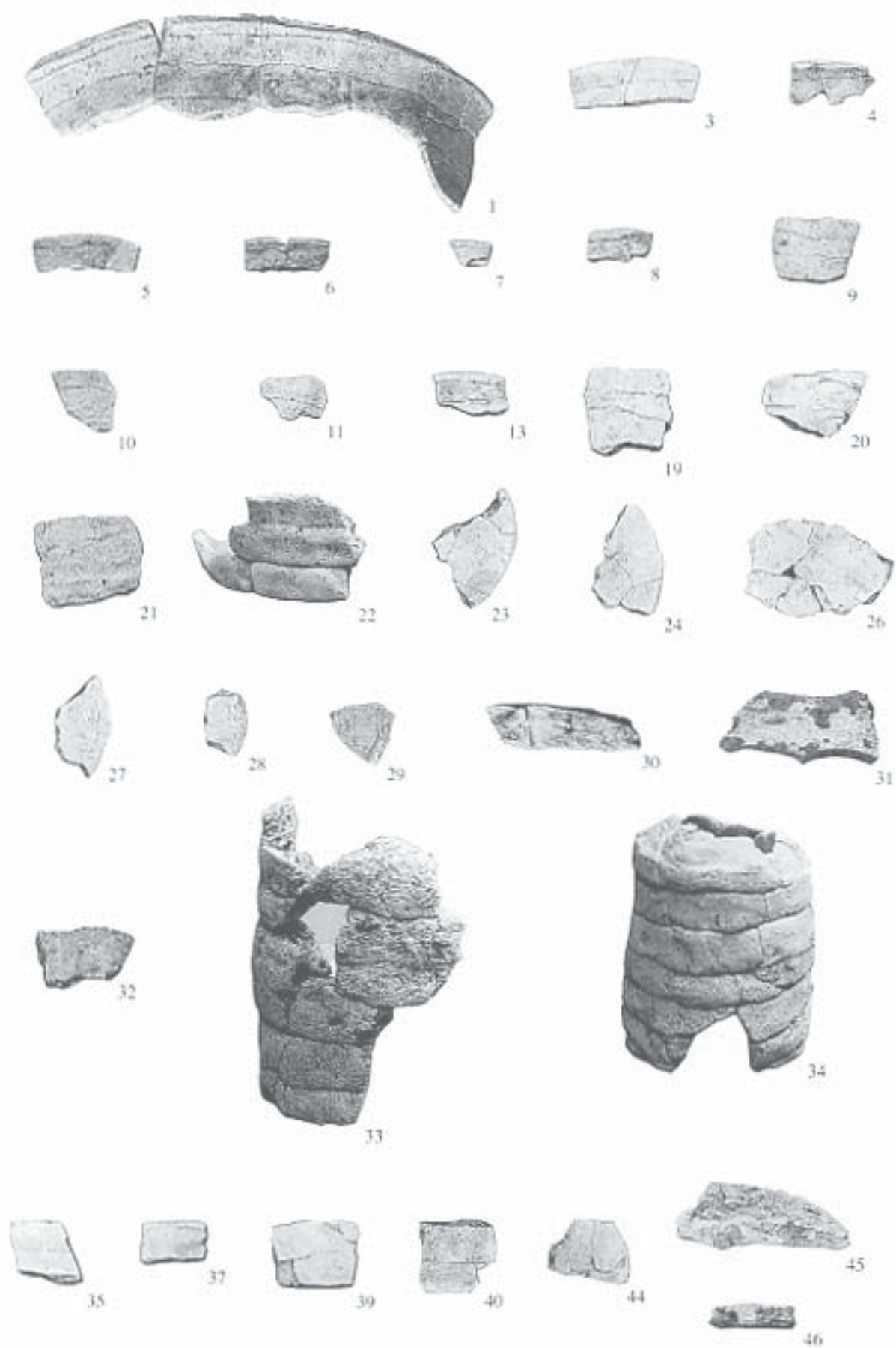
第1号遺物集中ブロック土製支脚出土状況 (E →)



第1号遺物集中ブロック製塩土器出土状況 (E →)



第2号遺物集中ブロック (E →)



写真図版 2